

Ⅱ 労働力調査の仕組み

第6章 調査の概要

労働力調査は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするために、毎月実施している調査である。本章では、調査対象、調査の期日、調査事項、調査の方法などについて解説する。

1 調査の目的

我々の多くは生活に必要な財及びサービスを生産するため、あるいはそれらを消費するのに必要な収入を得るため、経済活動に参加している。労働力調査は、そうした経済活動への参加の状況及びその月々の変化を明らかにしようとするものである。雇用・失業関連の統計は業務統計等も含めて幾つかあるが、労働力調査は、世帯の側から経常的に調査を行うことにより、労働力の供給面における時系列変化を把握することで、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としている。

国民の就業及び不就業の状態を世帯の側から明らかにする調査としては、労働力調査のほかに、国勢調査及び就業構造基本調査があるが、これらは次のような特徴を持っている。国勢調査は、5年に1回、全国民を対象として行われる人口に関する調査で、調査事項は基本的なものに限られているが、市町村別など小さな地域についての集計が可能であり、産業構成なども詳細に知ることができる。また、就業構造基本調査は、5年に1回（昭和62年以前はほぼ3年に1回）行われる大規模な標本調査で、ふだん収入を得ることを目的として仕事をしている有業者及びふだん仕事をしていない無業者の就業状態に関する基本的事項のほか、就業異動、職業訓練や自己啓発の種類、就業に対する意識等について様々な調査事項を設けており、我が国の就業構造を、全国はもちろんのこと都道府県別にも種々の面から明らかにすることができる。一方、労働力調査は、調査項目数、標本数は就業構造基本調査より少ないものの、就業及び不就業の状態に関する基本的な事項を毎月調査することにより雇用・失業の動向などを月々明らかにし得るといえるという特徴があるといえる。

2 調査の沿革及び法的根拠

労働力調査は、昭和21年9月に連合国軍総司令部（GHQ）の指導の下に開始され、約1年間の試験期間を経て昭和22年7月から本格的に実施されるようになった。昭和25年4月には、統計法（昭和22年法律第18号）による指定統計第30号に指定され、その後、調査方法、調査の規模、調査票の様式等にかつ幾つの変更に加えられている。また、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその

有用性の確保を図るために統計法の全部改正が行われ、平成21年4月に全面施行された統計法（平成19年法律第53号）により、労働力調査は基幹統計に指定されている。

基幹統計とは、全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計を総務大臣が指定し、その旨を公示したものである。また、基幹統計調査とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査であり、調査対象となった者に報告の義務がある一方、調査関係者に対しては秘密の保護が厳格に課せられている。国の行う基幹統計調査について必要な事項は、統計法に定めるもののほか、政令や省令等の命令で定めることとされており、労働力調査の実施については、労働力調査規則（昭和58年総理府令第23号）（付録4参照）が定められている。

3 調査の範囲及び調査対象

調査の範囲、すなわち労働力調査がその属性を明らかにしようとする人口は、我が国に居住している全人口である。ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属及びその家族は調査の範囲に含まれない。

労働力調査は標本調査であり、調査の範囲に含まれる人口から一部を抽出して全体を推計するという仕組みになっている。抽出の方法は、第8章で詳しく述べるが、まず約100万の国勢調査の調査区の中から一部の調査区を調査地域として抽出し、抽出された調査区内の全ての住戸（一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画）の中から更に一部を選び出し、そこに住む世帯に対して調査を行うという方法を採用している。

調査地域として抽出されるのは毎月約2900調査区で、調査の対象となるのは毎月約4万世帯及びその世帯人員約11万人、そのうち就業状態を調査する15歳以上人口は約10万人である。調査対象世帯は、同じ住戸に居住していれば、2か月継続して調査され、翌年の同月にも調査されることから、合計4か月調査されることとなる。

なお、自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者、刑務所・拘置所の収容者のうち刑の確定している者、及び少年院・婦人補導院^{注)}の在院者については、調査の範囲には含まれているが、それらの者に調査票を配布して調査を行う方法は採らず、別途行政資料を用いて集計に加えている。

注) 売春防止法第17条に基づく補導処分がなされた満20歳以上の女子を収容し、更生させるための施設

4 調査の期日及び期間

労働力調査は、毎月末日（ただし、12月は26日）現在で行う。

なお、調査事項のうち、「就業状態」については、毎月末日を最終日とする1週間（ただし12月は20～26日）の状態について調査しており、この1週間を「調査週間」と呼んでいる。

5 調査事項

労働力調査は、毎月使用する労働力調査基礎調査票（付録1－1参照）及び2年目2か月目の調査対象世帯に対する調査のみで使用する労働力調査特定調査票（付録1－2参照）により、次に掲げる事項を調査している。各調査事項により把握される内容の詳細については、第7章を参照されたい。

(1) 労働力調査基礎調査票

ア 全ての世帯員について

(ア) 男女の別

(イ) 出生の年月

(ウ) 世帯主との続き柄

イ 15歳以上の世帯員について

(ア) 氏名

(イ) 配偶の関係

(ウ) 調査週間中における就業状態

(エ) 所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類

(オ) 所属の企業全体の従業者数

(カ) 仕事の種類

(キ) 従業上の地位

(ク) 調査週間中の就業時間

(ケ) 探している仕事の主・従

(コ) 求職の理由

(サ) 転職及び追加就業希望の有無

ウ 世帯について

(ア) 15歳以上の世帯員の数及び15歳未満の世帯員の数

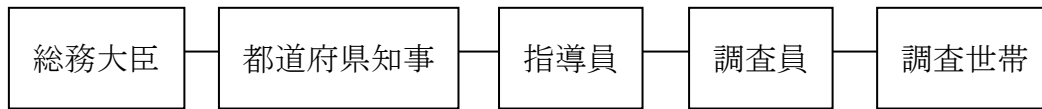
(イ) 世帯員の異動状況（2か月目調査の世帯のみ調査）

(2) 労働力調査特定調査票

- ア 15歳以上の世帯員について
 - (ア) 氏名
 - (イ) 在学，卒業等教育の状況
 - (ウ) 仕事からの年間収入
- イ 就業者について
 - (ア) 短時間就業及び休業の理由
 - (イ) 就業時間増減希望の有無
 - (ウ) 現職についた時期
 - (エ) 雇用形態
 - (オ) 前職の有無
 - (カ) 転職時の収入の増減
- ウ 完全失業者について
 - (ア) 求職活動の方法
 - (イ) 求職活動の期間
 - (ウ) 求職活動の時期
 - (エ) 探している仕事の形態
 - (オ) 就職できない理由
 - (カ) 前職の有無
- エ 非労働力人口について
 - (ア) 就職希望の有無
 - (イ) 非求職の理由
 - (ウ) 希望する又は内定している仕事の形態
 - (エ) 最近の求職活動の時期
 - (オ) 就業可能時期
 - (カ) 前職の有無
- オ 前職のある者について
 - (ア) 前職の従業上の地位及び雇用形態
 - (イ) 前職の事業の種類
 - (ウ) 前職の仕事の種類
 - (エ) 前職の企業全体の従業者数
 - (オ) 前職をやめた時期
 - (カ) 前職をやめた理由

6 調査の流れ

労働力調査は、次の流れによって行っている。



上図に示す指導員は、調査員の指導、調査票の検査等の事務を行っている。

実地の調査に当たる調査員は、原則として4か月間（同一の調査区は4か月継続して調査を行う。）の実地調査週間と、次で述べる抽出単位のリスト作成のための1か月間を含めて5か月間程度調査事務に従事する。なお、調査員は都道府県知事が任命した特別職の地方公務員である。

7 調査の方法

調査は、次のような順序で行っている。

- ① 総務大臣は、国勢調査の調査区の中から調査地域を選定し、都道府県知事に、その所管内の調査地域（調査区）を指定する。
- ② 都道府県知事は、総務大臣から指定を受けた調査区について、その調査区の実情を把握し、担当調査員を設置する。
- ③ 指導員は調査員に対し、事務説明及び必要に応じ指導を行う。
- ④ 調査員は、担当調査区の境界の確認を行うとともに、最初の調査が行われる月の前月の15日現在で調査区内の全ての住戸を把握して「労働力調査調査区地図」（付録5参照）及び抽出単位のリストを作成し、指導員に提出する。

なお、労働力調査では、調査区内の一部の世帯を選び出す場合、第8章で詳しく述べるように、世帯を直接抽出するのではなく、住戸を抽出してその住戸に居住する世帯に対し調査を行うという方法を採用している。この住戸のリストが抽出単位のリストである。

- ⑤ 指導員は、抽出単位のリストを用い、指定された抽出方法により調査を行う住戸を選定して調査員に指定する。指定された住戸は、2か月継続して調査が行われ、翌年の同期に再び2か月間継続して調査が行われる。
- ⑥ 都道府県知事は、事前（調査員が指定された住戸を訪問する前段階）に事前依頼はがきを郵送するなどの方法により、可能な限り調査対象への調査実施の周知を行う。
- ⑦ 調査員は、指定された住戸を調査週間の始まる前7日以内に訪問し、その

住戸に住んでいる世帯を確認し、個々の世帯ごとに労働力調査基礎調査票を配布（2年目2か月目調査の場合には労働力調査特定調査票も併せて配布）して記入を依頼する。

- ⑧ 調査票を配布された個々の世帯は、必要な事項を所定の方法によって記入する。
- ⑨ 調査員は、調査週間終了後3日以内に調査世帯を再び訪問し、記入内容をその場で検査の上、調査票を取集する。
- ⑩ 調査員は、取集された調査票を再度検査・整理した後、指導員へ提出する。
- ⑪ 指導員は、提出された調査票を検査して都道府県知事へ提出する。
- ⑫ 都道府県知事は、調査票を総務大臣に提出する。

8 調査結果の集計及び公表

都道府県知事から総務大臣に提出された調査票は、独立行政法人統計センターにおいて、記入内容を審査し、産業分類など必要な符号付けを行った後、コンピュータにより集計する。

集計結果は、総務省統計局において取りまとめた後、定められた期日に公表するとともに閣議に報告する。公表系列、公表の方法等については第1章で述べたとおりである。